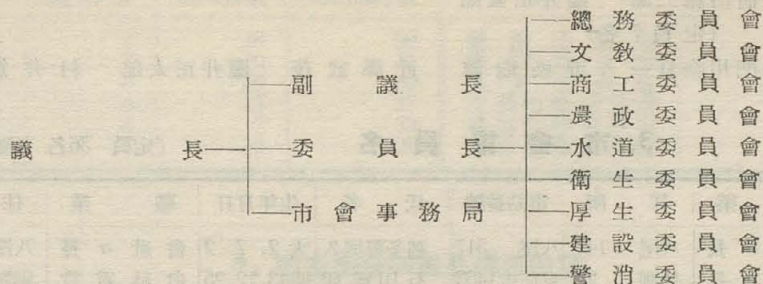


政 行 第 四

1、市 議 會 機 構



2、各種常任委員會

◎ 印 (委員長)

- ① 總 務 委 員 會 (定員 8 名)
 - ◎今村安司 野村楯麿 中西政太郎 和田一二 芝野丑太郎 高橋卯之助 戶田一平 村井篤三
- ② 厚 生 委 員 會 (定員 6 名)
 - ◎川畑淺次郎 隅田榮 金井三次郎 花田晉吉 谷口安吉 日吉政男 橋本德松
- ③ 商 工 委 員 會 (定員 8 名)
 - ◎谷口安吉 野村楯麿 濱田昌雄 井上利治 高木金一 田中恒太郎 川畑淺次郎 日吉政男
- ④ 文 教 委 員 會 (定員 6 名)
 - ◎隅田榮 近松瑞淳 高木金一 中西政太郎 小林彌毅 戶田一平
- ⑤ 農 政 委 員 會 (定員 6 名)
 - ◎平岡末吉 井上利治 谷浦清七 高橋卯之助 栗山龜太郎 西川増次郎
- ⑥ 衛 生 委 員 會 (定員 6 名)
 - ◎小林彌毅 永野寸子 北村善藏 中西喜三郎 芝野丑太郎 橋本德松
- ⑦ 警 察 消 防 委 員 會 (定員 8 名)
 - ◎石田善硯 濱田昌雄 平岡末吉 中西喜三郎 花田晉吉 羽多野與久 和田一二 田中恒太郎

⑧ 建設委員會 (定員12名)

◎羽多野與久 今村安司 永野すずみ 門川奈良一 金井三次郎 谷浦清七 石田善視 近澤武茂
 栗山龜太郎 西川増次郎 植田藤三郎 櫻井正太郎

⑨ 水道委員會 (定員7名)

◎植田藤三郎 北村善藏 門川奈良一 近松瑞淳 近澤武茂 櫻井正太郎 村井篤三

3、市 會 議 員 名

(定員 36名 ◎議長 ○副議長)

氏 名	生年月日	職 業	住 所	電話番號	氏 名	生年月日	職 業	住 所	電話番號
今村安司	明29. 5.13	會社々長	八尾 144	八尾 517	羽多野與久	大2. 7. 2	會社々長	八尾 96	八尾814・815
永野すずみ	明31. 6. 5	會社々長	竹測 29	東住吉1463	石田善視	明43. 12.25	會社重役	顯証寺 4	〃 130・502
北村善藏	明42. 12.10	鼻緒製造業	西郡 1197		和田一二	明42. 11.11	鼻緒製造業	西郡 1145	〃 575
門川奈良一	明34. 7. 8	パン販賣業	龜井 396		田中恒太郎	明36. 2. 5	木工業	中野 290	〃 871
近松瑞淳	明30. 8.23	僧 侶	久寶寺2707		◎辻村乙三	明26. 11.11	膠製造業	八尾座 47	〃 409
野村檜麿	明39. 2.12	計理士	龜井 396	八尾 257 937	芝野丑太郎	大2. 1.12	無 職	三津 46	
○松村富藏	明36. 5. 3	會社重役	植松 1141		高橋卯之助	明24. 12.10	農 業	佐堂 836	
濱田昌雄	明43. 9.25	食肉販賣業	〃 1384		村井篤三	明31. 2.25	物品販賣業	龜井 231	
井上利治	大5. 5.25	青果物荷受業	久寶寺2437		小林彌毅	明36. 2. 3	醫 師	佐堂 564	八尾 315
平岡末吉	明31. 1.24	會社重役	太田 1628	柏原 130	近澤武茂	明45. 2.15	總同盟常任	山本 564	
中西喜三郎	明36. 2.11	牛乳搾取業	木戸 275	八尾 250	川畑淺次郎	明26. 3. 9	製粉業	菅振 768	八尾 579
隅田 榮	明34. 8.21	礦山業	山本 316	〃 436	栗山龜太郎	明24. 10. 1	農 業	植松 1227	
金井三次郎	明28. 6.26	時計硝子製造業	久寶寺2340		谷口安吉	明36. 4.30	齒刷子製造業	穴太 391	八尾 267
橋本徳松	明26. 11.25	製粉業	木戸 372	八尾 145	西川増次郎	明30. 2.23	農 業	小坂合 460	
谷浦清七	明39. 4.11	農 業	佐堂 720		戸田一平	明31. 11.13	新聞販賣業	大南町 195	八尾 448
高木金一	明37. 11.26	會社々長	太子堂 589	八尾 678	植田藤三郎	明19. 9.24	會社員	太田 1520	柏原 265
中西政太郎	明23. 11. 5	生魂塾長	太田 1555		日吉政男	明41. 2. 3	會社員	木之本 434	川邊 9
花田晉吉	明22. 8. 9	肥料建材商	安中 213	八尾 18	櫻井正太郎	明36. 6.19	會社員	〃 569	

4、各種常任特別委員會開催度數

委員會名	現在員	開會日數	延出席者數	委員會名	現在員	開會日數	延出席者數
總務委員會 厚生委員會 商工委員會 文政委員會 農林委員會	8	18	99	警消委 建設委員會 水道委員會 交通對策 競馬競輪 合促委員會	8	11	71
	7	10	51		12	114	
	8	10	59		7	49	
	6	14	57		10	59	
	6	7	33		9	56	
6	12	39	6	3	18		

5、議會開催回數及議決件數

區 分 年 度				2 3 年			2 4 年			2 5 年		
議	會	回	數				12			10		
議	會	日	數	9			15			19		
議	決	件	數	116			113			81		

6、議員黨派別

黨 派 別	自 由 黨	社 會 黨	共 產 黨	無 所 屬
現 在 員	25	1	2	8

7、議會事務局

職 名	書 記 長	書 記	事 務 員	計
現 在 員	1	2	2	5

武 茂

番 號

4.815

0.502

575

871

409

315

579

267

448

265

9

8、昭和二十五年の市議會審議事項

一月二十五日

- 議案第 1 號 八尾市警察基本條令制定の件
- 〃 第 2 號 八尾幼稚園條例一部改正の件
- 議案第 3 號 起債に關する件(都市再建整備事業費)
- 〃 第 4 號 〃 (災害復舊上水道事業費)
- 〃 第 5 號 昭和二十四年度八尾市歳入歳出追加更生豫算の件
- 〃 第 6 號 昭和二十四年度八尾市特別會計上水道費歳入歳出追加更生豫算の件
- 認 第 1 號 昭和二十三年度八尾市歳入歳出決算認定の件
- 〃 第 2 號 昭和二十三年度八尾市特別會計上水道費歳入歳出豫算認定の件
- 議案第 7 號 收入役を定むるに付き同意を求める件
- 〃 第 8 號 收入役職務代理吏員を定むるに付き同意を求める件

二月十四日

- 議案第 9 號 八尾市監査委員條例中一部改正の件
- 〃 第 10 號 八尾市職員給與條例中一部改正の件
- 〃 第 11 號 新制中學校建設費起債の件
- 〃 第 12 號 不動産取得の件
- 選 第 1 號 貝塚、吹田、岸和田、八尾市競馬組合會議員選舉の件
- 議案第 13 號 昭和二十四年度八尾市歳入歳出追加豫算の件

- 認 第 1 號 昭和二十三年度八尾市歳入歳出決算認定の件
- 〃 第 2 號 昭和二十三年度八尾市特別會計上水道費決算認定の件

三月二十五日・三月三十日・三月三十一日

- 議案第 16 號 八尾市報酬及び費用辨償條例中一部改正の件
- 〃 第 17 號 八尾市職員給與條例中一部改正の件
- 〃 第 24 號 八尾市税賦課徴收條例中一部改正の件
- 〃 第 25 號 小學校建設費起債の件
- 〃 第 26 號 不動産處分に關する件
- 〃 第 27 號 昭和二十四年度八尾市歳入歳出追加更生豫算の件
- 〃 第 28 號 昭和二十四年度八尾市特別會計上水道費歳入歳出追加更生豫算の件
- 專報第 1 號—第 9 號 專決處分報告の件・出納監査結果報告の件
- 議案第 15 號 八尾市職員定數條例中一部改正の件
- 〃 第 18 號 八尾市幼稚園條例中一部改正の件
- 〃 第 20 號 八尾市民病院使用條例中一部改正の件
- 〃 第 23 號 八尾市警察基本條例中一部改正の件
- 〃 第 21 號 八尾市公民館設置並びに管理條例制定の件
- 〃 第 22 號 八尾市公民館運営審議會委員の定數任期費用辨償に關する條例制定の件

- 議案第19號 八尾市中小企業融資基本積立金條例制定の件
- ク 第29號 昭和二十五年度分借入金に關する件
- ク 第30號 昭和二十五年度特別會計上水道費一時借入金に關する件
- ク 第31號 昭和二十五年度分八尾市歳入歳出豫算の件
- ク 第32號 昭和二十五年度分八尾市特別會計上水道費歳入歳出豫算の件
- ク 第33號 八尾市税臨時措置條例制定の件
- ク 第34號 大阪府八尾傳染病院組合市町村數増加の件
- ク 第35號 大阪府八尾傳染病院組合規約改正の件
- ク 第36號 土地建物買収に關する件

五月十九日

- 議案第37號 八尾市公安委員を任命するについて同意を求むる件
- ク 第38號 消防團員の任免、給與、服務に關する件
- ク 第39號 不動産處分に關する件
- ク 第40號 事業繰越の件
- ク 第41號 地方自治法第九十六條第二項に關する條例中一部改正の件
- ク 第42號 八尾市職員の共濟制度に關する條例制定の件
- ク 第43號 八尾市火葬場使用條例中一部改正の件
- ク 第44號 昭和二十五年度八尾市歳入歳出追加豫算の件

- 議案第45號 昭和二十五年度分八尾市特別會計上水道費歳入歳出追加豫算の件
- ク 第46號 八尾市税臨時措置條例中一部改正の件

六月十五日

- 議案第50號 起債に關する件(市民病院増築費)
- ク 第48號 寄附收受の件
- ク 第49號 八尾市立母子寮設置に關する件
- ク 第47號 八尾市監査委員を選出するについて同意を求める件
- 選 第2號 臨時出納検査立合議員選挙の件
- 報 第1號 監査報告の件
- 議案第51號 昭和二十五年度八尾市歳入歳出追加更正豫算の件
- ク 第52號 昭和二十五年度八尾市特別會計上水道費歳入歳出追加更正豫算の件

七月二十八日

- 議案第53號 八尾市警察基本條例中一部改正の件
- ク 第54號 八尾市警察功勞章條例制定の件
- ク 第55號 八尾市職員給與條例中一部改正の件
- ク 第56號 八尾市職員定數條例中一部改正の件
- ク 第57號 八尾市公益質屋貸付金條例中一部改正の件
- ク 第58號 寄附金收受の件(久寶寺中學校施設費指定寄附)
- ク 第59號 寄附金收受の件(西郡共同浴場改修費)
- ク 第60號 不動産處分に關する件
- ク 第61號 起債に關する件(上水道擴張事業費)

- 〳 第 6 2 號 起債に關する件（久寶寺小學校増改築事業費）
- 〳 第 6 3 號 起債に關する件（公益質屋貸付事業資金）
- 專報第 1 0 號 昭和二十五年入尾市特別會計上水道費一時借入金專決處分に關する報告
- 報第 2 號 市有財産燒滅に關する報告
- 議案第 6 4 號 昭和二十五年入尾市歳入歳出追加更正豫算の件

八月二十三日

- 議案第 6 5 號 入尾市公告式條例改正の件
- 〳 第 6 6 號 入尾市警察事務取扱手数料條例中一部改正の件
- 〳 第 6 7 號 寄附金收受の件
- 〳 第 6 8 號 起債に關する件
- 〳 第 6 9 號 昭和二十五年入尾市特別會計上水道費一時借入金改正の件
- 〳 第 7 0 號 入尾市市稅條例制定の件
- 〳 第 7 1 號 昭和二十五年入尾市歳入歳出追加更正豫算の件

九月三日

- 議案第 7 2 號 風水害應急對策資金一時借入金に關する件
- 〳 第 7 3 號 風水害應急對策資金支出に關する件
- 〳 第 7 4 號 罹災者に見舞金贈呈の件

九月二十八日

- 議案第 7 5 號 入尾市金庫條例改正の件
- 〳 第 7 6 號 入尾市事務分掌條例改正の件
- 議案第 7 7 號 入尾市職員定數條例中一部改正の件

- 〳 第 7 8 號 ジェーン台風による市稅の減免等に關する特別措置條例制定の件
- 〳 第 7 9 號 入尾市報酬及び費用辨償條例中一部改正の件
- 〳 第 8 0 號 昭和二十五年入尾市歳入歳出追加更正豫算の件

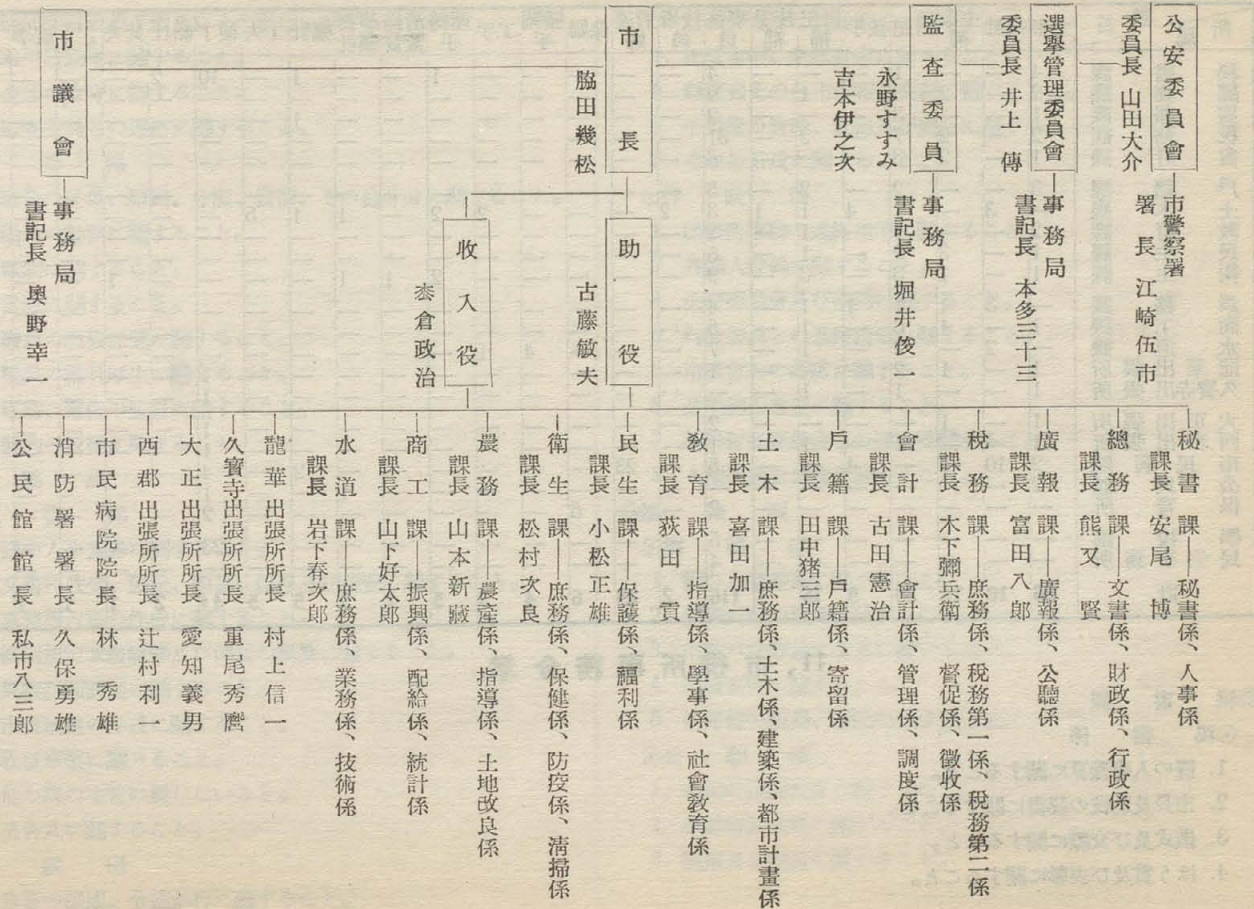
十一月二十四日

- 議案第 8 1 號 收入役事務の一部を委任させるについて同意を求める件
- 〳 第 8 2 號 入尾市報酬及び費用辨償條例中改正の件
- 〳 第 8 3 號 入尾市公民館運営審議會委員の定數、任期、費用辨償に關する條例中改正の件
- 〳 第 8 4 號 入尾市消防職員の任免に等する關係條例制定の件
- 〳 第 8 5 號 入尾市消防職員の服務に關する件
- 〳 第 8 6 號 入尾市會常任委員會條例中一部改正の件
- 〳 第 8 7 號 昭和二十五年入尾市歳入歳出追加更正豫算の件
- 〳 第 8 8 號 昭和二十五年入尾市特別會計上水道費歳入歳出追加生更豫算の件

十二月十六日

- 議案第 8 9 號 市道一〇三號線改築工事補助申請の件
- 〳 第 9 0 號 入尾市警察職員及消防職員旅費條例制定の件
- 〳 第 9 1 號 入尾市警察職員並に消防職員退職及び死亡手当臨時措置條例制定の件
- 〳 第 9 2 號 入尾市財産の收得管理及び處分條例制定の件
- 〳 第 9 3 號 入尾市契約條例制定の件
- 〳 第 9 4 號 市長專決條例制定の件
- 認第 3 號 昭和二十四年度入尾市歳入歳出決算認定の件
- 〳 第 4 號 昭和二十四年度入尾市特別會計上水道費歳入歳出決算認定の件

9、八尾市行政機構 (昭和25年12月31日現在)



10、市役所分課及び職名並に現在員數

所屬	職名	主事	技師	主事補	書記	技手	書記補	技手補	事務員	技術員	看護婦	保母	機關手	工手	運轉手	清掃監督	事務囑託	囑託	工夫	使丁	給仕	焚夫	メイド	視學	計
秘 書 課	課	4	—	—	1	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
		2	—	2	3	—	1	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	18
廣 報 課	課	1	—	—	3	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
		2	—	2	7	—	2	—	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
廣 報 計 會	課	1	—	—	2	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
		3	—	2	3	—	2	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
戶 籍 課	課	—	3	—	2	—	2	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
		2	—	—	1	4	1	1	3	2	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
教 民 衛 生 課	課	1	—	—	1	—	1	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
		1	—	3	2	—	1	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
農 務 課	課	—	3	—	1	—	1	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
		1	—	1	6	—	1	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
水 道 課	課	—	2	—	2	—	1	—	7	—	—	—	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
		1	—	1	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17
龍 久 華 寺 寶 庫	出 張 所	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
大 正 郡 民 保 學 生 課	所 院 館 所 園 所	1	—	1	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
		1	—	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
大 西 市 公 保 學 生 課	所 院 館 所 園 所	2	10	—	—	4	—	—	5	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50
		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
民 生 課	所 園 所	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
		—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28
計	計	26	18	14	39	9	16	1	116	2	23	6	4	3	5	1	3	5	5	44	2	1	1	1	345

11、市役所事務分掌

◎秘 書 課

◎秘 書 係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 市長及助役の秘書に關すること。
3. 儀式及び交際に關すること。
4. ほう賞及び表彰に關すること。

5. 特命による調査立案に關すること。
6. 經何文書決裁手續及びその進行に關すること。
7. 乗用自動車に關すること。
8. 公印の管守に關すること。
9. 監査委員との連絡に關すること。

◎人 事 係

1. 職員の任免、給與、分限、賞罰、その他身分に關すること。
2. 職員の勤務に關すること。
3. 職制に關すること。
4. 當直に關すること。
5. 職員の教養保健に關すること。
6. 職員の福利厚生に關すること。
7. 電話、電信の監督に關すること。
8. 廳内の取締に關すること。

◎總 務 課

◎文 書 係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 文書の收受、發送、編纂、保存及び閲覽に關すること。
3. 事務報告書の作成に關すること。
4. 條例規定改廢解釋及び例規の編纂に關すること。
5. 異議訴願訴訟に關すること。
6. 市會議案の作成に關すること。
7. 收益事業に關すること。
8. 他の課の主管に屬しないこと。
9. 公告式に關すること。

◎財 政 係

1. 豫算の編成、令達執行に關すること。

2. 公債及び借入金に關すること。
3. 財政計畫及び財政調査に關すること。
4. 起債事業、全体計畫に關すること。
5. 財産表その他市會報告資料に關すること。
6. 不動産の管理、取得及び處分に關すること。
7. その他財政に關すること。

◎行 政 係

1. 出張所事務の連絡指導に關すること。
2. 外國人登録に關すること。
3. 公安委員會及び消防に關すること。
4. 行政委員との連絡指導に關すること。
5. 市議會との連絡に關すること。
6. 公職適否審査に關すること。
7. 選挙管理委員會との連絡に關すること。
8. 人權擁護委員會に關すること。

◎廣 報 課

◎廣 報 係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 廣報資料の収集に關すること。
3. 市政の宣傳並に普及に關すること。
4. 市政要覽に關すること。
5. 市時報の編集、發送に關すること。

◎公 聽 係

1. 市民の輿論調査に關すること。
2. 公聽會開催等に關すること。
3. 陳情及び投書に關すること。

◎税 務 課

◎調査第1係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 市民税の賦課資料の蒐集及び調査に關すること。
3. 雑種税の賦課資料の蒐集及び調査に關すること。
4. 市民税その他雑税の通脱税者の検査及び訴訟に關すること。
5. 市民税その他雑税の異議申立訴願及び訴訟に關すること。
6. その他調査に關すること。

◎調査第2係

1. 固定資産税の賦課資料の蒐集及び調査に關すること。
2. 固定資産の評価に關すること。
3. 固定資産税の通脱税者の検査及び犯則取締に關すること。
4. 固定資産税の異議の申立訴願及び訴訟に關すること。
5. 固定資産評価員及び評価補助員に關すること。
6. 固定資産評価審査委員會に關すること。
7. その他調査に關すること。

◎賦課第1係

1. 市民税、自轉車税、荷車税、電氣ガス税廣告税及び接客入税の賦課に關すること。
2. 市民税その他雑税の課税台帳及び徴收簿の整備及び保管に關すること。
3. 市民税その他雑税の賦課に必要な資料並に統計作成及び整備に關すること。
4. 特別徴收義務者に關すること。
5. その他賦課に關すること。

◎賦課第2係

1. 固定資産税の賦課に關すること。

2. 固定資産税の各課台帳、各種税補充台帳、土地及び家屋名寄帳、地籍圖、土壤分類圖、土地使用圖、家屋見取圖及び各徴收簿等の整理及び保管に關すること。
3. 公簿の閲覽及び證明に關すること。
4. 地代及び家賃の統制に關すること。
5. 固定資産税の賦課に必要な資料並に統計の作製及び整備に關すること。
6. その他賦課に關すること。

◎徴 收 係

1. 諸税徴收簿の整理に關すること。
2. 諸税滞納整理簿の整理に關すること。
3. 諸税の收納集計收入済消込に關すること。
4. 過誤納金の還付及び充當に關すること。
5. 報償金の算定及び交付に關すること。
6. 納税管理人又は代納者に關すること。
7. 督促狀の作製及び交付に關すること。
8. 徴收の囑託及び受託に關すること。
9. 督促狀發付前の納税督勵に關すること。
10. 滞納督税に關すること。
11. 滞納處分に關すること。
12. 延滞加算金督促滞納處分費の徴收に關すること。
13. 欠損處分に關すること。
14. 收納督税の資料、統計作成に關すること。
15. その他收納督税に關すること。

◎會 計 課

◎會 計 係

1. 課の人事豫算に關すること。

2. 収入及び支出命令書の審査に關すること。
3. 収入及び支出命令書並に領收書の保管に關すること。
4. 決算書の作製に關すること。
5. 現金及び有價證券の出納に關すること。
6. 現金取扱人關係事務に關すること。
7. 市有物件の賃貸借料に關すること。
8. その他出納に關すること。

◎調 度 係

1. 物品の購入貸借契約の締結及び履行に關すること。
2. 工事その他請負契約の締結及び履行に關すること。
3. 市有物件に對する火災保險の締結申込分擔金の支出手續に關すること。
4. 役所備品、消耗品の購入並に印刷の手續に關すること。

◎管 理 係

1. 購入物品の檢收及び出納保管に關すること。
2. 消耗品の出納及び保管に關すること。
3. 物品の割當及び記帳に關すること。
4. 消耗品の支拂簿の記帳に關すること。
5. 物品の廢棄處分に關すること。
6. 電話機の維持管理に關すること。
7. 物品取扱主任との連絡指導に關すること。

◎教 育 課

◎指 導 係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 市立學校園職員の人事服務に關すること。
3. 教育の研究及び基礎調査に關すること。
4. 學校園の經營及び教育指導に關すること。

5. 學校園の保險衛生並に給食に關すること。

◎學 事 係

1. 學校園の施設調査に關すること。
2. 教育についての經理一般に關すること。
3. 學事統計に關すること。
4. 學令簿生徒及び兒童の就學に關すること。
5. その他學事庶務に關すること。

◎社 會 教 育 係

1. 成人教育に關すること。
2. P T A等に關すること。
3. 社會教育團體に關すること。
4. 社會教育に關すること。
5. 公民館に關すること。
6. 社寺、教會、その他宗教に關すること。
7. いせき名勝等に關すること。

◎民 生 課

◎保 護 係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 生活保護法による保護に關すること。
3. 兒童福祉法に關すること。
4. 身体障害者援護に關すること。
5. 行旅病人、同死亡人及び精神病者に關すること。
6. 外地引揚者戰沒者遺家族に關すること。
7. 民生委員に關すること。

◎福 利 係

1. 災害救助法に關すること。
2. 保育所母子寮等の社會事業施設に關すること。

3. 同和事業に關すること。
4. 共同募金に關すること。
5. 日本赤十字社に關すること。
6. 司法保護委員に關すること。
7. 失業救済に關すること。

◎衛生課

◎庶務係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 衛生勞務者に關すること。
3. 物品管理に關すること。
4. 自動車配車並に燃料保管に關すること。
5. じんあい處理手数料徴收に關すること。
6. 市民病院との連絡に關すること。

◎保健係

1. 保健衛生施設の連絡及び企畫研究に關すること。
2. 妊産婦及び乳幼児に關すること。
3. 死産兒取扱に關すること。
4. 國民健康保險に關すること。
5. 豫防接種施行に關すること。
6. 寄生虫豫防宣傳に關すること。
7. 墓地及び火葬場に關すること。

◎防疫係

1. 防疫對策に關すること。
2. 衛生改善、指導に關すること。
3. 傳染病救治に關すること。
4. 鼠族昆虫驅除に關すること。
5. 傳染病院との連絡に關すること。

◎清掃係

1. 清潔方法施行に關すること。
2. じんあい、おでい等の處理に關すること。
3. し尿の處理に關すること。
4. 清掃事業の企畫調査に關すること。
5. 清掃用器材の管理に關すること。

◎農務課

◎農産係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 農業調整委員會に關すること。
3. 主食供出に關すること。
4. 轉落農家に對し主食配給に關すること。
5. 農器具肥料農藥その他資材に關すること。
6. 農業協同組合に關すること。
7. 農業諸団体との連絡に關すること。
8. 農地委員會に關すること。
9. その他農事に關すること。

◎指導係

1. 農業經營指導に關すること。
2. 農業技術指導に關すること。
3. その他指導に關すること。

◎土地改良係

1. 土地改良事業に關すること。
2. 土地改良法にともなう計畫に關すること。
3. 土地改良區の設立に關すること。
4. 水利組合との連絡に關すること。

◎商 工 課

◎振 興 係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 商工業団体との連絡強調運用に關すること。
3. 中小企業共同組合の助長育成に關すること。
4. 生産品の販路開拓に關すること。
5. 經濟事情調査研究並に物價監視に關すること。
6. 各種營業調査並に證明に關すること。
7. 度量衡に關すること。
8. 國民貯蓄に關すること。
9. その他商工業に關すること。

◎配 給 係

1. 主用食糧並に各種統制物資の配給事務に關すること。
2. 市民簿調整、保管に關すること。

◎統 計 係

1. 國勢調査に關すること。
2. 商工業統計調査に關すること。
3. 農業センサスに關すること。
4. 農林統計に關すること。
5. 産業統計に關すること。
6. 事業所統計に關すること。
7. その他一般統計に關すること。

◎戸 籍 課

◎戸 籍 係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 戸籍に關すること。
3. 人口動態調査及び附帶調査に關すること。

4. 印鑑に關すること。

5. 身分證明に關すること。

6. 埋火葬認許に關すること。

7. 民刑事處分の通知整理に關すること。

8. 相續税法第五十七條による報告に關すること。

◎寄 留 係

1. 寄留に關すること。

◎土 木 課

◎庶 務 係

1. 課の人事豫算に關すること。

2. 土木課に從事する傭人及び日雇勞務者に關すること。

3. 失業救済事業に關すること。

4. 土地收用に關すること。

5. 道路認定、變更認定廢止に關すること。

6. 工事用資材の購入保管供給に關すること。

7. 道路占用材受益者負擔金調定に關すること。

8. 國有土地と民有土地との境界査定及び明示に關すること。

9. 土木事業に用する土地及び物件の評價並に登記に關すること

10. 土木工事用自動車運用に關すること。

11. 他の係に屬しないこと。

◎土 木 係

1. 道路、橋梁、下水道、公園等の維持並に管理に關すること。

2. 土木工事の設計並に施行に關すること。

3. 都市計畫道路河川等の改良に關すること。

4. 治水、堤防の維持、管理に關すること。

5. 事業用地測量に關すること。

◎建 築 係

1. 建築基準法の施行に關すること。
2. 公共建物の營繕工事、設計監督並に附帶設備に關すること。
3. 建物評價並に資材に關すること。
4. 建築認可申請に關すること。
5. 住宅に關すること。
6. その他建築に關すること。

◎都市計畫係

1. 土地區劃整理及び街路公園綠地廣場の調査計畫並に認可申請に關すること。
2. 區劃整理事業の還地精算に關すること。
3. 街路沿線の開發並に整理に關すること。
4. 賃貸價額配賦案作成に關すること。
5. 公告物の任可に關すること。

◎水道課

◎庶務係

1. 課の人事豫算に關すること。
2. 工事の請負入札並に請負契約手續に關すること。
3. 水道事業に従事する傭人及び日雇勞務者に關すること。

12、選

選舉管理委員會

1. 委員及職員

委員長	井上 傳
委員	野田正昭 高橋嘉三郎 (定員3名1名缺)
書記長	本田三十三
事務員	二 名

4. 工事用資材の購入保管供給及び斡旋に關すること。
5. 上水道物品の出納保管に關すること。
6. 他の係の主管に屬しないこと。

◎業務係

1. 上水道事業の經營調査に關すること。
2. 水道使用料の檢量認定及び取締に關すること。
3. 水道使用料の調定及び徴收に關すること。
4. 工事費その他水道収入の徴收及び還付に關すること。
5. 水道使用に關する許可及び承認に關すること。

◎技術係

1. 給水工事の設計施工に關すること。
2. 量水器の取付、取外、修繕、組立及び檢査に關すること。
3. 給水裝置の修繕に關すること。
4. 給水操作に關すること。
6. 水源池、諸施設の維持、管理に關すること。
7. 上水道擴張事業の企畫調査に關すること。
8. 擴張事業設計並に諸手續に關すること。
9. 擴張工事の施工に關すること。

舉

2. 選舉有權者數

(昭和25年9月15日現在)

區 分	男	女	計
有 權 者 數	16,132名	18,069名	34,201名

3. 施行別選舉投票率

種別	施行期日	選舉當日の有権者數			投票數			投票率
		總數	男	女	總數	有効	無効	
衆議院議員 參議院議員 教育委員 府會議員 市會議員 補欠	昭和24年1月23日	32,165	15,011	17,154	27,430	26,972	458	85.2
	25年6月4日	33,862	15,882	17,980	25,429	23,316	2,113	75.0
	25年11月10日	36,458	17,023	19,435	18,589	15,897	2,692	50.9
	25年11月10日	36,458	17,023	19,435	18,578	17,386	1,192	50.9

4. 地區別投票率一覽表

投票區	性別	有権者總數	投票者數	投票率	參議院投票率	投票區	性別	有権者總數	投票者數	投票率	參議院投票率	投票區	性別	有権者總數	投票者數	投票率	參議院投票率
1	男	118	111	0.94	0.98	10	男	535	319	0.53	0.76	19	男	450	240	0.53	0.84
	女	148	138	0.94	0.95		女	714	379	0.53	0.69		女	523	306	0.59	0.83
2	計	266	249	0.94	0.97	11	計	1,299	698	0.54	0.73	20	計	973	546	0.56	0.83
	男	706	411	0.58	0.83		男	749	423	0.56	0.77		男	760	296	0.39	0.78
3	女	796	516	0.66	0.81	12	女	894	462	0.52	0.69	21	女	861	427	0.50	0.72
	計	1,502	927	0.62	0.83		計	1,643	885	0.54	2.73		計	1,621	723	0.45	0.75
4	男	854	492	0.58	0.71	13	男	1,347	786	0.58	0.76	22	男	904	557	0.62	0.80
	女	972	567	0.58	0.74		女	1,607	790	0.49	0.61		女	1,004	671	0.67	0.75
5	計	1,826	1,059	0.58	0.72	14	計	2,954	1,576	0.53	0.67	23	計	1,908	1,228	0.64	0.77
	男	695	381	0.56	0.80		男	540	264	0.50	0.79		男	512	205	0.40	0.72
6	女	712	412	0.58	0.70	15	女	650	307	0.47	0.71	24	女	601	287	0.48	0.72
	計	1,407	793	0.56	0.77		計	1,190	571	0.48	0.74		計	1,113	492	0.44	0.73
7	男	531	265	0.50	0.70	16	男	481	252	0.52	0.83	25	男	459	226	0.46	0.90
	女	614	339	0.55	0.75		女	570	246	0.43	0.67		女	511	172	0.34	0.56
8	計	1,145	604	0.53	0.72	17	計	1,051	498	0.47	0.74	26	計	970	398	0.41	0.72
	男	969	499	0.51	0.81		男	867	268	0.31	0.78		男	425	204	0.46	0.82
9	女	1,035	567	0.54	0.76	18	女	1,039	378	0.36	0.80	總計	女	509	248	0.47	0.75
	計	2,004	1,066	0.53	0.78		計	1,906	646	0.34	0.75		計	934	452	0.46	0.78
10	男	1,302	695	0.53	0.77	19	男	670	272	0.41	0.81	總計	男	17,023	8,662	0.51	0.79
	女	1,488	785	0.53	0.73		女	756	271	0.36	0.69		總計	19,435	9,927	0.51	0.72
11	計	2,790	1,480	0.53	0.75	20	計	1,426	543	0.38	0.75	總計	計	36,458	18,589	0.51	0.75
	男	751	460	0.61	0.76		男	505	264	0.52	0.71		總計	17,023	8,662	0.51	0.79
12	女	806	516	0.64	0.70	21	女	546	237	0.43	0.56	總計	女	19,435	9,927	0.51	0.72
	計	1,557	976	0.63	0.72		計	1,051	501	0.48	0.64		總計	36,458	18,589	0.51	0.75
13	男	1,071	479	0.45	0.76	22	男	770	293	0.38	0.75	總計	男	17,023	8,662	0.51	0.79
	女	1,184	574	0.48	0.75		女	897	332	0.37	0.68		總計	19,435	9,927	0.51	0.72
14	計	2,255	1,053	0.47	0.76	23	計	1,667	625	0.37	0.71	總計	計	36,458	18,589	0.51	0.75

第五 財

政

今後の財政確立のためには市税の完納を待つ外途がないが、市の豫算は、全歳入を見込んで歳出経費の支拂いに充てることになつて
いるので、歳入に大きな欠陥がある限り、歳出経費の中主として臨時の事業費を中止するの止むなきに到るのは必然の事實である昭和
25年度の市税については地方税法が8月に成立をみたので、新法による市税の賦課が豫想以上に遅れ、現在固定資産税の第1期分及び
市民税の第1、2期分について徴収中であるが、その収入状況もまた思わしくない。

市民各位は、市の全区域に及ぼんとする水道事業の進行、新しい市民病院の好い成績、ジェーン台風による災害の速かなる復舊等を
考えられるとき、八尾市の懐が斯くも窮状にあることは夢にも思われぬことだろうが、願わくば市民各位が思いを八尾市の発展にい
たされてこの市財政の危機を乗りきるために、税金を速かに完納されて市が計畫する各種の事業を円滑に建設し得るよう御協力願ひた
いのである。

市税の完納をお願いして財政の確立を期する反面、財政事務を確實にして市民に安心感を與えなければならないことは言をまたない
八尾市發足以來2年有半、各般の事業は着々円滑に遂行しつつあるが、今にして財政破綻のため事業の中止を敢えてしなければなら
ないとは八尾市の將來發展のため誠に遺憾の極みである。

この窮極打開の途を講ずるため、市民の御援助をおおぐことは即ち市税の完納をお願いするに外ならない、この際各位の強力にして
赤誠豊かな協力を重ねてお願いして止まない次第である。

1、財政の現況と見通し

當八尾市の財政事情を御説明いたします前に、現在置かれている地方財政の立場について申し上げます。御承知の通り新憲法の施行に
伴い地方自治は一層尊重せられ、その制度が確立されたのでありますがその財政面においては、つい最近まで中央の手に握ぎられてい
たのであります。即ち形は地方分権の制度をとつて参りましたが、内容は國税の形において中央集權的な性格を有し、府縣市町村が何
か事業をするについても、すべて國から補助金或は交付金の形でその財源を仰がなければならなかつたのであります。このことは地方
自治体の特色ある運営や独自の構想による建設を拘束し、住民の意志を行政の上に充分反映させて圖る自治体の運営管理の發展をはば
むことは論を俟たないのであります。これは地方自治体の發展が外國では財政から出發したのに比し、我が國では事務の上から生れた
點に根本的な開きがあるものであります。この様な従來のやり方を断ち切つて、眞の地方自治体としての本然の姿を確立するためのも
のが、昨年秋に勸告せられましたシャップ税制使節團の意見であつたわけでありませう。

このシャップ勸告のうち地方財政に直接關係のある事項は